

スクールロイヤーから教職員の皆様へ

「いじめ」の定義を再確認！

いじめ防止対策推進法第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

認識が古いままになっていませんか？

アップデートしましょう！

- ・ 一方的に
- ・ 継続的に
- ・ 攻撃を加え
- ・ 深刻な苦痛

けんか、ふざけ合い、仕返し、一度きり、悪気のない行為など

された側が心身の苦痛を感じていれば、これらはすべて「いじめ」です！

「いじめ」の定義に関するQ & A

Q：定義どおりに「いじめ」を認知すると、件数が膨大になって対応が大変になるのではありませんか？

A：児童生徒が苦痛を感じている以上、何らかの対応が必要です。その対応を学校が組織的に行い、記録を残しておくことは、児童生徒を守るとともに、リスク管理の観点からも重要です。また、どの事案が深刻化するかはわかりません。軽微なうちに早期に対処することは、将来の業務量を減らすことにもつながります。

Q：よかれと思ってしたことまで「いじめ」だと言わなければならないのには、抵抗があります。

A：児童生徒が苦痛を感じていれば「いじめ」として認知する必要がありますが、指導の際にも必ず「いじめ」だとして指導しなければならないわけではありません。国の「いじめの防止等のための基本的な方針」でも、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるとされています。

「いじめ」の情報を得たら必ず報告を！

児童生徒や保護者からの相談、現場の目撃等によって「いじめ」の情報を得たときは、いじめ防止対策推進法に沿って対応することが必要です。

学校いじめ対策組織への報告(情報共有)

- 把握した「いじめ」の情報を報告せず抱え込むことは、いじめ防止対策推進法に違反するものです。
- 情報共有の手順や報告先については、学校ごとの『いじめ防止基本方針』を確認してください。

「いじめ」の事実確認

- 関係者からの聞き取りは「いつ、誰が、誰に、何を、どのように、どうしたのか」が明らかになるよう努め、記録を残してください。

被害者の支援、加害者・傍観者の指導等

- 今後の方針を、学校いじめ対策組織で決定します。
- 被害者を守ることを最優先に対応してください。

裁判例紹介

——福岡高等裁判所令和2年7月14日判決
(裁判所ウェブサイト掲載)

県立高校の学生(亡A)が、同級生Bからスマホに送信された悪口や脅しのメッセージを苦にして自殺し、遺族が県を訴えた事案です。

県側は、亡AもBの悪口などを送信しており、双方向性のある「けんか」なので「いじめ」ではない、と主張しました。

これに対して裁判所は、亡AとBのトラブルに双方向性を有するものがあるとしても、そのことからBの行為が亡Aに対する「いじめ」に当たらないと即断することは許されない、とした上、トラブルを把握した教職員が校長等への報告をしていなかったことや、組織で対応せずほぼ一人に対応していたこと、「いじめ」かどうかを亡Aの立場に立って検討していなかったことなどが、生徒に対する安全配慮義務に違反する、として、県の賠償責任を認めました。